

○厚生労働省訓第18号

職業能力開発専門調査員規程を次のように定める。

平成13年1月6日

厚生労働大臣 坂口 力

職業能力開発専門調査員規程

(設置)

第1条 厚生労働省職業能力開発局に職業能力開発専門調査員（以下「専門調査員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 専門調査員は、社会的信望があり、かつ、職業能力の開発及び向上に関する事項に関し学識経験のある者であつて、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有する者のうちから委嘱する。

(職務)

第3条 専門調査員は、厚生労働省職業能力開発局長の指示を受けて、職業能力の開発及び向上に関する専門的な事項のうち、厚生労働省職業能力開発局長が定める事務を行う。

(任期等)

第4条 専門調査員の任期は、2年以内とする。ただし、厚生労働省職業能力開発局長が必要と認めるときは、その途中で解嘱することができる。

2 専門調査員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務)

第5条 専門調査員及び専門調査員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査員に関し必要な事項は厚生労働省職業能力開発局長が定める。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。